

三木市記者発表資料 (令和3年5月12日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 環境課	課長 廣岡喜人 (内線 5374)	浄化係	0794-83-2212

タイトル
し尿処理手数料の過徴収について
内容
<p>令和3年度4月分の「し尿処理手数料納入通知書(令和3年5月7日付送付)」の一部において、徴収金額に誤りがあったことが判明しました。</p> <p>このような事態が生じ、市民の信頼を大きく損なうことになったことについて、深く反省するとともに、お詫び申し上げます。</p> <p>1 経緯</p> <p>令和3年5月11日にクリーンセンター担当者が、1か月に複数回の収集がある家庭・事業所の帳簿を確認中に、徴収金額に10円の誤りがあることを発見した。</p> <p>複数回収集がある家庭・事業所30件全てをチェックした結果、合計9件の誤りが見つかった。</p> <p>2 原因</p> <p>し尿処理手数料管理システムの計算において、1か月に複数回の収集がある場合は、各回の手数料金額の合計を徴収金額としなければならないところ、各回の収集量の合計に手数料単価を乗じて徴収金額を算出するようになっていたため、収集量により10円の誤差が生じた。</p> <p>システム開発時にシステム開発会社担当者とクリーンセンター担当者の意思疎通が不十分であり、指示が徹底していなかったことと、納付書印刷時に複数回の収集がある家庭・事業所のすべてをチェックしていなかった。</p> <p>3 対象者</p> <p>件数 9件(家庭6件、事業所3件)</p> <p>4 金額</p> <p>10円×9件=90円</p> <p>5 今後の対応</p> <p>9件の家庭・事業所に電話及び訪問でお詫びするとともに、お支払い状況を確認した。その結果、家庭・事業所9件のうち4件が既に入金済みであり、今後還付手続きをさせていただくことを説明した。</p> <p>また、未納付であった5件には、現在ある納付書を破棄していただき、改めてお送りする納付書でお支払いいただくようお願いした。</p>
セールスポイント
今後このような事案が発生しないように、複数の職員でチェックする体制を整えるなど、より一層管理を徹底し、再発防止に努めます。